

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	平成30年11月12日 06時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市追波湾 雄勝船越港西防波堤灯台から真方位003° 2.4海里付近 (概位 北緯38° 34.5′ 東経141° 30.7′)
事故の概要	砂利運搬船第七勝栄丸は、西南西進中、刺し網のボンデンのロープを切断した。
事故調査の経過	平成30年12月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第七勝栄丸、453トン
船舶番号、船舶所有者等	136380、株式会社水嶋海事工業
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 刺し網 ボンデンのロープに切損、ボンデンが流失
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 日出時刻：06時12分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、西南西進中、船長が、刺し網のボンデンに注意して航行していたものの、刺し網が多く敷設された海域で刺し網のボンデンの至近を航行し、同ボンデンのロープに接触し、同ロープを切断した。
分析	本船は、西南西進中、船長が、刺し網が多く敷設された海域で刺し網のボンデンの至近を航行したことから、同ボンデンのロープに接触し、同ロープを切断したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西南西進中、船長が、刺し網が多く敷設された海域で刺し網のボンデンの至近を航行したため、同ボンデンのロープに接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・敷設された漁具のボンデンからは、十分に離れた針路で航行すること。